

公益社団法人日本中国友好協会全国青年委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人 日本中国友好協会（以下「協会」という）理事会のもとに組織され、公益社団法人 日本中国友好協会 全国青年委員会（以下「本会」という）と称し、通称を「全国青年委員会」または「全青」という。

(事務所及び所在地)

第2条 本会は、事務所を協会内に置く。

※ 事務所及び所在地 東京都千代田区神田錦町1-4

公益社団法人 日本中国友好協会内 全国青年委員会

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条

- (1) 本会は、協会の定款に定める目的に沿って、各界の青年層の日中友好活動の発展と継続、ひいては世界の平和と安定に寄与することを目的とする。
- (2) 本会は概ね40歳代までを青年と定義する。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 都道府県協会の青年組織、青年会員への連絡調整や情報交換。
- (2) 国内外の青年団体との相互交流。
- (3) 協会またはこれに結集する都道府県協会の歴史と精神を継承しつつ、時代に即した青年にふさわしい活動を行う。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な活動。

第3章 会員

(構成)

第5条 本会は、都道府県協会の青年組織を以って構成する。

第4章 組織

(機関)

第6条 本会に、以下の機関を置く。

(1) 総会

総会は、本会の決定機関であり都道府県協会の青年組織の代表で構成され、毎年委員長が召集し開催する。

(2) 役員会

役員会は、総会で選任された委員長・副委員長・事務局長をもって構成され、委員長が必要と認めた時に年に2回以上開催することができる。

(3) 臨時総会

臨時総会は、役員会が必要と認めた時に、委員長が召集する。

(役員)

第7条 本会に、以下の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は総会が承認し委員長が委嘱する。

第5章 財務

(経費)

第10条 本会の経費は、協会の助成及びその他の収入等をもって充てる。

附則

- ・ この会則は、2017年11月18日に施行する。
- ・ この会則の運用にあたっては、協会定款に準じ、必要に応じて細則を設ける。